



損保ジャパン

SOMPO Innovation for Wellbeing

2024年5月版

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】
2023年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、弁護士費用補償の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

中電工グループの皆さまへ

おケガの保険 お給与サポート保険

のご案内

傷害総合保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険
弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険



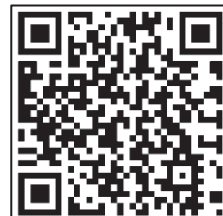
NEW!!

- 本年より新たに【**熱中症危険補償特約**】が付帯
- 事故率低下により、傷害総合保険は補償金額がより充実

更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。



WEBお手続きはこちら
(中電工社員さまのみ対応)



URL:
<https://www.chukokaihatsu.co.jp/hoken/okega.html#tomousikomi>

44%
割引^(※)

おケガの保険
お給与サポート
保険

団体割引
20%

お給与サポート
保険

保険期間

2024年
5/1(水) から 1年間

申込締切日

2024年
2/9(金)

保険料払込方法

2024年
5月分給与より毎月控除

(※) 団体割引：20% 優良割引：30%

日常生活のリスクに備える！ おケガの保険 & お給与サポート保険



POINT
01

団体の割引が適用され**保険料が割安**です！ 一般で加入するより**44%**もお得！！

※団体割引:20%、優良割引:30%適用(0.80(団体割引20%引)×0.70(優良割引30%引)=0.56(44%引))
※団体長期障害所得補償保険は、団体割引20%のみの適用となります。

POINT
02

ご家族の方もご加入いただけます。 ご本人だけでなく、ご家族も安心！

※配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族まで補償いたします。配偶者、子供、両親、兄弟姉妹は同居別居を問いません。
※お給与サポート保険は、株式会社中電工および中電工グループの役員・社員の方のみがご加入いただけます。
※ご本人さま以外が加入される場合、ご加入いただけない型もございますので、お含みおきください。

POINT
03

**日常生活のケガはもちろん、お工作中的のケガも！
熱中症も補償します！**

POINT
04

日常生活の賠償事故(*1)や法的トラブル(*2)等も補償

(*1) 個人賠償責任補償特約セットプランの場合 (*2) 弁護士費用総合補償特約セットプランの場合

POINT
05

おケガの保険の場合、**1日目から入院・通院保険金**をお支払いします。

※医療保険ではないため、ご病気の場合は対象外となります。

POINT
06

給与天引なので
保険料のお支払いがとっても簡単！

補償の種類

お客さまを取り巻く様々なリスクからお守りしたい！
シンプルな補償から厚い補償まで。ライフスタイルに応じて、
ご希望のプランを選択してください。

ケガの補償

普通傷害タイプ・交通傷害タイプとございます。



P.4

個人賠償責任補償



P.4

(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

携行品損害補償



P.4

救援者費用補償



P.4

弁護士費用補償



P.5~6

お給与サポートミニ



P.8~11

お給与サポートロング



P.8~11

中電工社員さま お手続き方法

前年度よりご加入の方

加入内容に変更のない方

お手続き不要です。

加入内容を変更または脱退される方
※必ず締切を守ってお手続きください。

中電開発のホームページにアクセスいただき、WEBで
ご自身の加入状況をご確認ください。(中電開発HPIにマ
ニュアルがございます。ご参照ください。)

そのままWEB上で、変更・脱退お手続きが可能です。

WEBお手続きが難しい場合、別途ご案内しております更新
案内文書の【変更申込書】へ必要事項を記載いただき、
ご返送ください。

締切

2024年2月

9日 金

加入状況の確認方法

ログインいただきますと、既契約者の方は、トップページに
【お申込内容の確認】ボタンが表示されます。
そこから、現在の補償内容を確認していただくことが可能です。
またそこから内容の変更画面に遷移することも可能です。

中電開発のホームページに、操作マニュアルも掲載しておりますのでご活用ください。
ご加入状況をWEBで確認するのが難しい場合は、中電開発へご連絡ください。



新規ご加入の方

- 表紙の二次元コードをスマートフォンで読み取り、またはURLからアクセスいただき、ログインください。
ログイン画面のトップページにある【お申込手続き】ボタンより新規加入お手続きをしていただけます。
- 3ページに掲載しております「新規(中途)加入申込書」を中電開発へメールかFAXいただくことでお手続きいただくことが可能です。
所得補償保険・長期所得補償保険ご加入希望の場合、別途書類がございますので、改めて送付いたします。
「新規(中途)加入申込書」は、中電開発のホームページからもご入手いただけます。
URL: <https://www.chukokaihatsu.co.jp/hoken/document.html>

中電工グループ子会社社員さま お手続き方法

前年度よりご加入の方

中電開発より現在のご加入内容を記載したご案内文書兼変更申込書をお届けします。

加入内容に変更のない方

お手続き不要です。

加入内容を変更される方

ご案内文書最終ページ「変更申込書」へ必要事項
をご記入ください。

別途ご案内しております更新
ご案内文書最終ページの
【変更申込書】を下記のいづれ
かの方法でご返送ください。

脱退される方

ご案内文書最終ページ「変更申込書」の加入者情
報のご記入と③にチェックください。

- ①メール
- ②FAX
- ③本紙を社内便にて送付

締切

2024年2月

9日 金

新規ご加入の方

- 3ページに掲載しております「新規(中途)加入申込書」を中電開発へメールかFAXいただくことでお手続きいただくことが可能です。
所得補償保険・長期所得補償保険ご加入希望の場合、別途書類がございますので、改めて送付いたします。
「新規(中途)加入申込書」は、中電開発のホームページからもご入手いただけます。



【メール送信先: hoken@chukokaihatsu.co.jp】
【FAX送付先: 082-233-6896】

※ 記入済の新規(中途)加入申込書または変更申込書をスマートフォンで写真を撮り
メールでご送付いただいても構いません。

中電工グループ おケガの保険・お給与サポート保険 新規(中途)加入申込書

1. ご加入者情報

お申込日
令和 年 月 日

フリガナ お名前	様	会社名	(事業所名 (社員番号)	
日中ご連絡のつきやすい連絡先 携帯TEL:		<input type="checkbox"/> 会社携帯 <input type="checkbox"/> 個人携帯	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女

お給与サポート保険(SH1型・GL1型)に加入希望の方は、別途書類を送付いたします。ご希望の送付先をご記入ください。

事業所名 () 自宅 ()

2. 被保険者情報

希望の型の周りに○印をし、希望口数をご記入ください。
1口しかご加入できない型は、最初から1口と記載がございます。

加入者との続柄 本人

ご希望の型
【おケガの保険】

FS1型 <input type="checkbox"/>	FS2型 1口 <input type="checkbox"/>	FS3型 1口 <input type="checkbox"/>	BS1型 <input type="checkbox"/>	BS2型 1口 <input type="checkbox"/>	BS3型 1口 <input type="checkbox"/>
KS1型 <input type="checkbox"/>	KS2型 <input type="checkbox"/>	【お給与サポート保険】	ミニ(SH1)型 <input type="checkbox"/>	ロング(GL1)型 <input type="checkbox"/>	

加入者との続柄 配偶者 子供 親 兄弟姉妹 その他同居の親族

フリガナ お名前	様	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
ご希望の型	FS1型 <input type="checkbox"/>	BS1型 <input type="checkbox"/>	KS1型 <input type="checkbox"/>	KS2型 <input type="checkbox"/>

加入者との続柄 配偶者 子供 親 兄弟姉妹 その他同居の親族

フリガナ お名前	様	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
ご希望の型	FS1型 <input type="checkbox"/>	BS1型 <input type="checkbox"/>	KS1型 <input type="checkbox"/>	KS2型 <input type="checkbox"/>

3. 備考欄

※上への書き方がわからないときなど、こちらの備考欄にわかるようご記入ください。

【例】中工 太郎 FS1型⇒FS2型 に変更 中工 花子 FS1型新たに加入 (フリガナ/性別/年齢/性別/配偶者) 等…
※新たに加入される場合には、被保険者情報のご記入もお忘れなくお願いいたします。

■個人情報の取扱いについて

中工開発株式会社は、ご提出いただいたお見積り依頼書にご記載の個人情報をもとに、お客さまに最適なプランをご提案させていただきます。ご提案に際しては、適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、ご提出いただいたお見積り依頼書に関する個人情報を、中工開発株式会社が損害保険代理店委託契約を締結している引受保険会社に提供する場合がございますので、ご同意のうえご記載ください。

おケガの保険

※おケガの保険は、傷害総合保険のペットネームです。
保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1 ケガの補償（基本補償）

被保険者の範囲：被保険者ご本人



日常生活におけるケガ（傷害）^(※1)も、
お仕事中のケガ（傷害）もケガ全般を24時間補償します！

国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※2)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金



NEW!!

熱中症危険
日射または熱射
による身体傷害を
補償

死亡
事故の発生の日
から180日以内

後遺障害
事故の発生の日
から180日以内

入院^(※3)
入院1日目
から補償

手術^(※3)
1事故につき1回
の手術を補償

通院^(※3)
通院1日目
から補償

(注) 入院日数は1,000日限度、通院日数は90日限度（事故の発生の日から1,000日以内）となります。
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

- (※1) KS1・KS2型では、交通傷害危険のみ補償特約がセットされていますので、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガされた場合の補償となります。
(※2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(※3) KS2型では補償対象外です。



2 個人賠償責任補償

+ オプション

被保険者の範囲：ご家族の皆さま^(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、
賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額（免責金額）はありません。

- 例 ● 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせてしまった。 ● 買い物中、誤って陳列されていた商品を壊してしまった。
● 子供が誤って、隣家の窓ガラスを割ってしまった。 ● 飼い犬が他人に噛みつき、ケガをさせてしまった。



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

(※) 「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

- 1 被保険者本人
- 2 本人の配偶者
- 3 本人またはその配偶者の同居の親族
- 4 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 5 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- 6 ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

3 携行品損害補償

+ オプション

被保険者の範囲：被保険者ご本人



お出かけ中の身の回り品にも、万が一の安心を！

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。

例 旅行中誤ってカメラを落としてしまった外出中、ハンドバッグをひったくられた



【ご注意】

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

4 救援者費用補償

+ オプション

被保険者の範囲：被保険者ご本人



「もしも」のときの安心を。

国内・国外補償

保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。
ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。

例 登山中に遭難し、捜索救助費用を負担したケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった



- 1 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- 2 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合
- 3 住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合

“弁護士費用補償”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といっわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **200** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - 自己負担割合 **10%**)

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **5** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

- 自己負担額 (免責金額) **1,000** 円

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠️ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

5 弁護士費用補償（続き）

お支払事例（人格権侵害に関するトラブル）

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまともないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払額

$40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \mathbf{36万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額

$1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000円}$

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

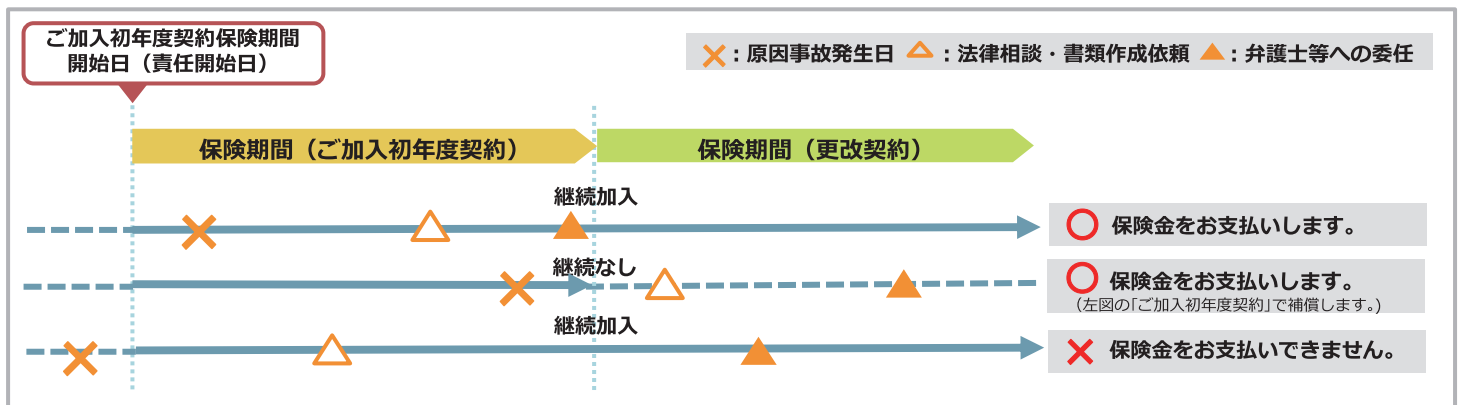
- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
 事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110



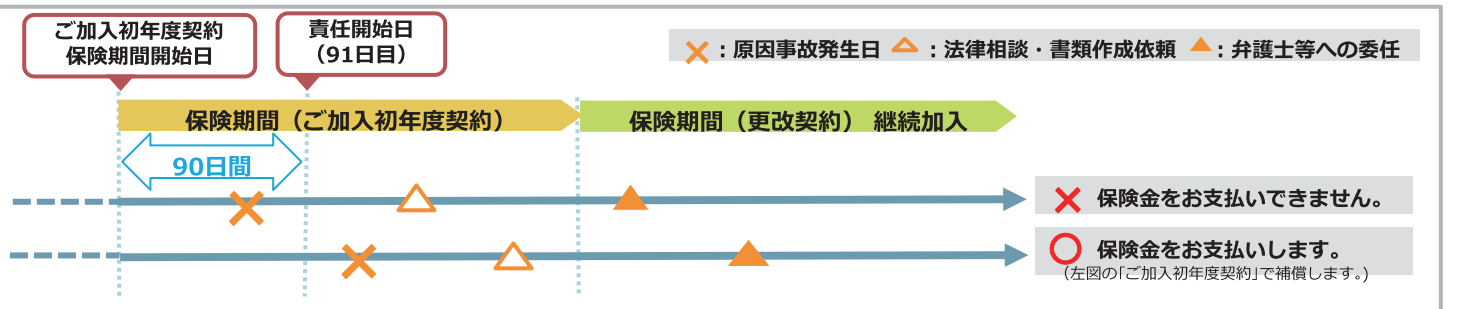
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。

したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.15をご確認ください。

【普通傷害タイプ】 ■日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等の補償 ■職種別A級

補償内容 (保険金の種類)		保険金額			
		FS1型 1	FS2型 1 + 2	FS3型 1 + 2 + 3 + 4	
基本補償	ケガの補償 1	死亡・後遺障害	200万円	150万円	170万円
		入院(日額)	3,400円	3,000円	2,700円
		手術	入院中の手術:入院保険金日額の10倍・外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		通院(日額)	2,200円	2,000円	1,600円
		熱中症危険(NEW!)	○		
個人賠償責任補償		オプション 2	1事故につき1億円 限度		
携行品損害 (自己負担額:1事故につき3,000円)		オプション 3	—	10万円	
救援者費用		オプション 4	—	200万円	
団体割引:20% 優良割引:30%		月払保険料	700円		

【普通傷害+弁護士費用タイプ】 ■日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等の補償 + 法的トラブル時の弁護士費用 ■職種別A級

補償内容 (保険金の種類)		保険金額			
		BS1型 1 + 5	BS2型 1 + 2 + 5	BS3型 1 + 2 + 3 + 4 + 5	
基本補償	ケガの補償 1	死亡・後遺障害	200万円	150万円	170万円
		入院(日額)	3,400円	3,000円	2,700円
		手術	入院中の手術:入院保険金日額の10倍・外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		通院(日額)	2,200円	2,000円	1,600円
		熱中症危険(NEW!)	○		
個人賠償責任補償		オプション 2	1事故につき1億円 限度		
携行品損害 (自己負担額:1事故につき3,000円)		オプション 3	—	10万円	
救援者費用		オプション 4	—	200万円	
弁護士費用 補償	オプション 5	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算 200万円 限度		
		法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算 5万円 限度		
団体割引:20% 優良割引:30%		月払保険料	1,140円		

【交通傷害タイプ(交通傷害危険のみ補償特約セット)】 ■日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合の補償

補償内容 (保険金の種類)		保険金額		
		KS1型 1	KS2型 1	
基本補償	ケガの補償 1	死亡・後遺障害	420万円	3,300万円
		入院(日額)	10,000円	—
		手術	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
		通院(日額)	6,000円	—
		熱中症危険	—	—
個人賠償責任補償		オプション 2	—	
携行品損害 (自己負担額:1事故につき3,000円)		オプション 3	—	
救援者費用		オプション 4	—	
団体割引:20% 優良割引:30%		月払保険料	700円	

ご家族の方は
FS1型・BS1型・KS1型・KS2型に
ご加入いただけます！
(それ以外の型は社員さまのみ)



【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- FS2・FS3・BS2・BS3型は、役員・社員の皆さまご本人が1口のみご加入できます。
- BS型は、おひとりにつき1口のみご加入できます。(例:社員さま1口+奥様1口=○ / 社員さま2口+奥様1口=x)
- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、弁護士費用補償とケガの補償がセットされたプラン(BS1型)にご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)
- 個人賠償責任補償は、ご家族の皆さまが補償の対象となります。また、すでに他の保険契約等において個人賠償責任補償にご加入されている場合は、加入者ご本人についても、個人賠償責任補償をセットしないプランにご加入ください。
(※)個人賠償責任補償における被保険者の範囲については、P4をご覧ください。
- 弁護士費用タイプにご加入いただきましても、ケガの補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方およびお子さまのケガは補償の対象となりません。配偶者の方およびお子さまのケガの補償もご希望の場合は、別途、配偶者の方は、ケガの補償のみ(FS1型)またはケガの補償と弁護士費用がセットされた補償(BS1型)、お子さまはケガの補償のみのプラン(FS1)にご加入いただく必要があります。
- すべてのタイプの合計で、被保険者(保険の対象となる方)1人あたりの死亡・後遺障害保険金額5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円(個人で加入している他の傷害保険がある場合は合算して)を超えないようご加入ください。

お給与サポート保険

働けなくなったときの
皆さまの収入を
サポートします！

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お給与サポート保険って??

国内・国外補償

もし、ケガや病気で働けなくなったら…
働けなくなって、収入が減ってしまったら…



でも **安心** してください！

いろいろな心配で不安がいっぱい…

病気やケガにより、働けなくなったときに所得を補償します！

お給与サポート保険ミニ^(※1)では、**最長1年**
お給与サポート保険ロング^(※2)では、**最長70歳**まで補償します。

病気や不慮の事故で
亡くなったら…

死亡補償のついた
保険でサポート！

長期入院することになった場合
の入院費用どうしよう…

医療保険でサポート！

病気やケガで
働けなくなったら…

どうしたらいいの??



お給与サポート保険は **ココ** をしっかりサポート！

※1 お給与サポート保険ミニは、所得補償保険のペットネームです。
※2 お給与サポート保険ロングは、団体長期障害所得補償保険 (GLTD) のペットネームです。

給与サポート保険のおすすめPOINT！

POINT
01

いつでも、どこでも、病気でもケガでも補償します！ 医師の指示による自宅療養中でも！

業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能または就業障害になった場合に補償します。

POINT
02

精神障害も補償！

躁病、うつ病等の精神障害により、支払対象外期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償します。
(ロングの場合は、最長2年まで)

POINT
03

医師の診査は不要です。

所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。
※ 告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

POINT
04

ミニでは最長1年間・ロングでは最長70歳までの長期補償！ ミニの場合、支払いを受けてもご契約を継続できます。

【ミニの場合】※1・2

- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間(7日間)を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間(1年)を限度とします。(P10のお給与サポート保険ミニのしくみを参照)
- 通算して1,000日分保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。

【ロングの場合】※3

- 病気・ケガでの入院、医師の指示による自宅療養のため就業障害(※3)となり、所得補償保険の対象期間を超えて業務に従事できない場合の所得を補償します。



さらに！ ロングだけのおすすめPOINT！

POINT
01

一部復職の場合も補償！

保険金の支払いが開始した後は、復職して業務に戻った場合でも、所得の喪失割合が20%超の期間については、その喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

POINT
02

ご退職後も補償！

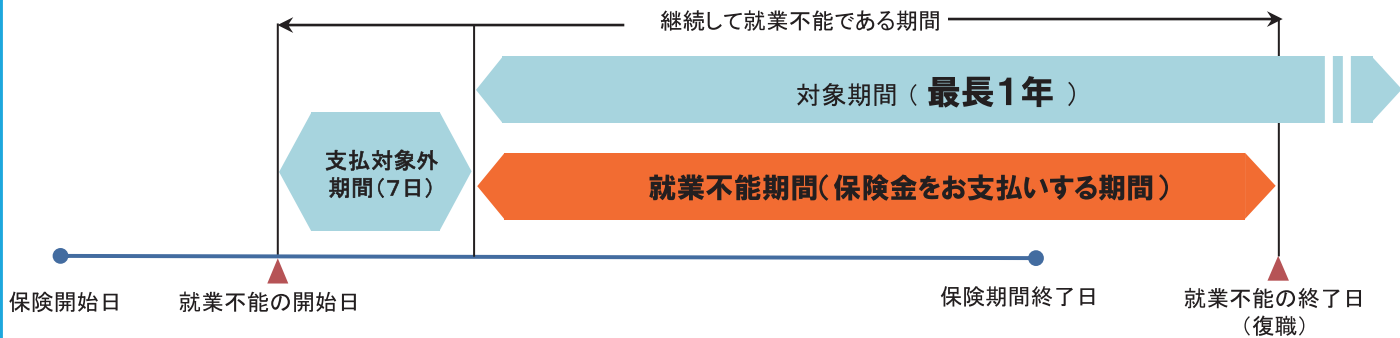
万が一退職してしまっても、働けなくなってしまったのが支払対象期間開始後でかつ就業障害の状態が続いていると診断書や医療調査等で確認できれば保険金をお支払いします。

- ※1 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- ※2 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。
- ※3 就業障害の定義
【支払対象外期間中の就業障害の定義】
身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
【対象期間中の就業障害の定義】
身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。

告知の大切さについてのご説明

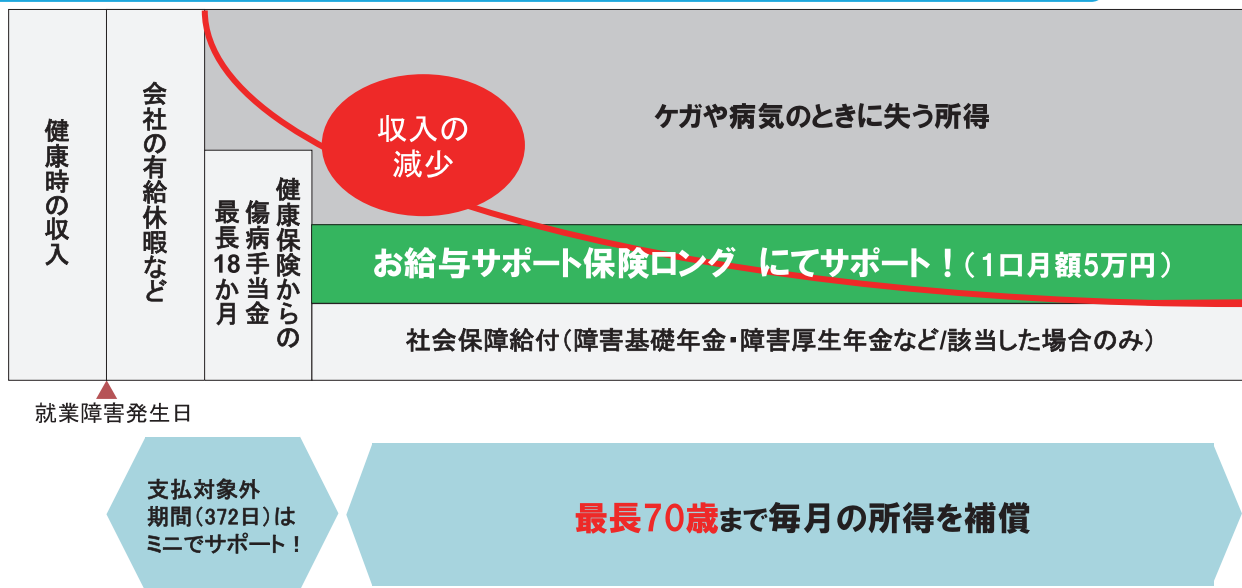
- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料を提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※ 「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

① お給与サポート保険 ミニ [SH1型] のしくみ



- 保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。就業不能の原因となった病気またはケガを被った時が保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いしません。
- 保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。
- 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

② お給与サポート保険 ロング [GL1型] のしくみ



- 病気やケガで372日を超え、長期にわたる療養が必要となった場合に、最長満70歳までの間、所得補償を行う保険制度です。(ただし、保険始期時点での年齢が満65歳以上の方は、対象期間が一律3年となります。)

お給与サポート保険を①ミニと②ロングセットで加入することで長期的な補償を可能に!

健康時の収入	① お給与サポート保険 ミニ 入院および医師の指示による自宅療養 1口月額 5万円 最長 1年間	お給与サポート保険ミニの補償終了後 引き続きお給与サポート ロングで最長70歳までの収入の減少を補います。 職場に復帰した場合でも、事故発生前の収入の80%以上に回復するまでは、所得の喪失割合に基づいて保険金を受け取れます。(ロングのみ)
	※①のミニのみ、②のロングのみでもご契約いただけます!	② お給与サポート保険 ロング 入院および医師の指示による自宅療養 一部復職も対象! 1口月額 5万円 最長 70歳まで!

就業不能発生日

① お給与サポート保険 ミニ 保険料表【SH1型】

(保険期間1年間、対象期間1年、支払対象外期間7日、職種級別1級、団体割引20%、優良割引30%、精神障害補償特約セット)

保険始期日 (令和6年5月1日) の満年齢	月払保険料
18~19歳	150円
20~24歳	220円
25~29歳	255円
30~34歳	310円
35~39歳	390円

保険始期日 (令和6年5月1日) の満年齢	月払保険料
40~44歳	485円
45~49歳	580円
50~54歳	675円
55~59歳	715円
60~69歳	750円

② お給与サポート保険 ロング 保険料表【GL1型】

(保険期間1年間、対象期間70歳まで、支払対象外期間372日、団体割引20%、精神障害補償特約セット)

保険始期日 (令和6年5月1日) の満年齢	男性 月払保険料	女性 月払保険料
18~24歳	512円	360円
25~29歳	530円	467円
30~34歳	578円	620円
35~39歳	715円	913円
40~44歳	1,081円	1,485円

保険始期日 (令和6年5月1日) の満年齢	男性 月払保険料	女性 月払保険料
45~49歳	1,626円	2,203円
50~54歳	2,489円	3,128円
55~59歳	3,396円	3,739円
60~64歳	3,709円	3,515円
65~69歳	3,085円	2,625円

保険料について

- お給与サポートミニの保険料は、男女同一です。
- お給与サポートロングの保険料は、男女別です。
- 保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年10月現在)

※この保険は、株式会社中電工および中電工グループ役員・社員さまのみがご加入いただけます。

保険金額

- 保険金額(お支払い金額)は、1口あたり**月額5万円**です。
- 複数の口数を設定いただけます。例:3口ご加入の場合、月額15万円のお支払い。
- 加入口数 ミニの場合 :ご加入直前12か月における所得の平均月間額の50%以下の範囲内でお決めください。
ロングの場合 :ご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以下の範囲内でお決めください。(50万限度)

CASE1:ミニの例

45歳、3口ご加入の方が
病気で6月24日に入院し、
9月10日まで就業不能となった場合

- 月払保険料
580円 × 3口 = 1,740円
- お給与サポート(ミニ)保険金月額
50,000円 × 3口 = 150,000円
- お支払い保険金
 $150,000円 \times (2\text{か月} + 10\text{日}/30\text{日})$
(6月24日から7日間が支払対象外期間)

お支払い総額
35万円

CASE2:ロングの例

45歳、3口ご加入の女性が病気で2024年6月24日に入院し
2026年9月10日まで就業不能となった。
その後仕事に復帰したものの、短時間勤務となり
2027年9月10日まで、収入の30%が減少した場合

- 月払保険料
2,203円 × 3口 = 6,609円
- お給与サポート(ロング)保険金月額
50,000円 × 3口 = 150,000円
- お支払い保険金
 $150,000円 \times (14\text{か月} + 10\text{日}/30\text{日})$
 $+ (150,000 \times 30\%) \times 12\text{か月}$
(2024年6月24日から372日間が支払対象外期間)

お支払い総額
269万円

ご注意ください

ご加入に際して特に確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)(にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものと並び、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 株式会社中電工
- 保険期間: 2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時までの1年間となります。
- 申込締切日: 2024年2月9日(金)
- 引受条件(保険金額等)保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 株式会社中電工および中電工グループ各社の役員・社員
- 被保険者: 株式会社中電工および中電工グループ各社の役員・社員
 - 「おケガの保険」は、ご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方も被保険者としてご加入いただけます。
 - 弁護士費用補償のあるBS1~BS3タイプに加入される場合は未成年者を除きます。(被保険者本人のみが保険の対象となります。)
 - 「おケガの保険」のFS2・FS3・BS2・BS3型は、株式会社中電工および中電工グループ各社の役員・社員の方を被保険者としてご加入いただけます。
 - 「お給与サポート保険」ミニ・ロング共に、株式会社中電工および中電工グループ各社の役員・社員の方を被保険者としてご加入いただけます。
 - 新規・継続ともに、ミニ(SH1型)は満18歳以上満64歳以下で有職の方、ロング(GL1型)は満18歳以上満69歳以下で有職の方にかぎります。
 - 職種別がA級以外の方は、お引き受けすることができません。詳しくはp.23の職種別表をご参照ください。
- お支払方法: 2024年5月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法: 次のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の中工開発 保険部までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		WEB-Enterからお手続きいただけますが、弊社よりご案内しております新規申込書へ必要事項をご記入の上、提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更する前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	WEB-Enterからお手続きいただけますが、前年と条件を変更する旨を記載した「申込書」「告知書」※2をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	WEB-Enterからお手続きいただけますが、継続加入を行わない旨を記載した「申込書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して継続加入を行う場合」には、あらかじめ申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。申込書の修正方法等は中工開発株式会社までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別は、職種別表をご確認ください。

※2 告知書は、「お給与サポート保険」加入者のうち、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。

※3 WEB-Enterは、今のところ中電工社員さまのみを対象としております。

- 中途加入: 保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年5月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の中工開発 保険部までご連絡ください。
- その他注意: 団体割引、過去の損害率による増引等は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払い状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

傷害総合保険(おケガの保険 普通傷害タイプ FS1・FS2・FS3・BS型)

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)(によりケガ(*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一瞬時吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセオリータイプの場合は、日射または熱中症による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセオリーしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ② 先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ（国内外補償）（続き） 通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度）</p> <p>（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したもののみとみなします。 （※）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p><前ページより続きます。></p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

個人賠償責任補償（個人賠償責任補償特約）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（注）（国内外補償）	<p>日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合</p> <p>（※1）この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（※2）次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・ コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・ 義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・ 動物、植物 ・ 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・ 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・ 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・ 山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・ テータやプログラム等の無体物 ・ 漁具 ・ 1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・ 不動産 など <p>（※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>① 故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪ 受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・ 差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・ 置き忘れ（※2）または紛失 ・ 詐欺または横領 ・ 雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など <p>（※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

携行品損害

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償 携行品損害(注) (国内外補償)	<p>偶然的な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能故障のなすり傷、塗料の剥がれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

救済者費用

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 救済者費用(注) (国内外補償)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 <p>(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救済者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。) ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。) エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。 ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。) <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される申込書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの <p style="text-align: right;">など</p>

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約 BS型)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>弁護士費用(注)</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金</p> <p>弁護士費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 1 から 5 までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、以下 1・2・5 のトラブルの場合は、被保険者の未成年子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5 のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1 被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりります。</p> <table border="1" data-bbox="268 929 1093 1249"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td> 弁護士等への委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$ </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td> 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$ </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりります。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものに限りります。 (※3) 遺留分の侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 故意、重大な過失または契約違反 自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波 または公共団体の強制執行または即時強制 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される財産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いしません。 <p>など</p> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記 1 に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル 医師等が行った診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 身体的美容または整形 <p>左記 1・2・5 に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 <p>左記 1・5 に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境汚染 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 騒音、振動、悪臭、日照不足等 電磁波障害 <p>左記 3 に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の行為に起因して発生したことが明らか認められる労働争議に関するトラブル
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$							

(注) 補償内容が同様の二契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われぬ場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみ補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

傷害総合保険(おケガの保険 交通傷害タイプ KS1・KS2型)

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑪ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬ グライダー、飛行機、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故 など
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けられた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着しなくてはならない期間(※)の日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものを用い、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

お给与サポート保険ミニ(所得補償保険 基本補償(*) SH1型)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \times \text{月数}$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$	■ 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

お給与サポート保険ミニ(所得補償保険 基本補償(*) SH1型)(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合(続き)	<p>(※1) 申込書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 申込書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※)本特約をセットした契約への初めでの加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>■ 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)など</p> <p>■ 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注)精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能は保険金のお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等は保険金のお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

■ 特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	<p>該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。</p>	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

◎ ご継続時に再告知いただくことで、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 基本補償の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下(健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下)
共済組合(例:公務員)	40%以下

お給与サポート保険ロング(団体長期障害所得補償保険 GL1型)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}(\ast 1)$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{(\ast 1) 所得喪失率} = \frac{\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}}{\text{就業障害発生前の所得額}}$ </div> <p>(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>(注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。</p> <p>(注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間}(\ast) = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>(注5) 対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 <p>(注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注9) 上記により計算した額を、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ■ 物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 <p>(注10) 精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>	<p>● 次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨ 妊娠、出産、早産または流産 ⑩ 発熱等の他覚的症候のない感染 など <p>(注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害は、お支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと / ご継続の場合も必ずご確認ください。

■ 保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

■ 特定疾病等対象外について

・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

(注) 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	<p>該当する疾病群に属するすべての疾病</p> <p>(注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。</p>	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

◎ ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

* 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

被保険者が就業障害になった場合

被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害とといいます。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 所得補償保険の場合、骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院(所得補償保険)	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具は除きます。
所得(所得補償保険)	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
所得(団体長期障害所得補償保険)	業務に従事することによって得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
対象期間(所得補償保険)	支払対象外期間終了日の翌日から起算して申込書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して申込書等記載の期間をいいます。
対象期間(団体長期障害所得補償保険)	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。
支払対象外期間(所得補償保険)	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である申込書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。

用語	用語の定義												
支払対象外期間 (団体長期障害 所得補償保険)	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。												
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。												
就業不能期間 (保険金をお支払 する期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。												
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。												
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。												
平均月間所得額 (所得補償保険)	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。												
平均月間所得額 (団体長期障害 所得補償保険)	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。												
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。 ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。												
被保険者の 未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、申込書・告知書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●申込書・告知書等に記入された内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書・告知書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

傷害総合保険(ケガの保険)+弁護士費用

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されなければ、告知していただく必要はありません。
告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前、原因事故が解除された場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

所得補償保険+団体長期障害所得補償保険(お給与サポートミニ・ロング)

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されなければ、告知していただく必要はありません。告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただく内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除される場合があります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内にご保険金の支払事由が発生していただく場合は、ご契約が解除される場合があります。
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外の削減を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をい、ます。「告知義務違反」によりご契約が解除された場合は、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」が解除原因となつた事実」に因果関係が、場合は、保険金をお支払いします。
●次の場合にも、保険金をお支払いできない場合があります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
■ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
■ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
●告知書で告知していただく内容により、ご加入をお断りする場合があります。
●ご加入後、保険金の請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削減を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後で就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
(※1)継続的に新しく補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をい、ます。
(※2)医師の診断による発病の時をい、ます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をい、ます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をい、ます。
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【共通】

- 申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり、)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

重大事由による解除等

- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合またはケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険/普通傷害タイプ】

- 申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■普通傷害タイプでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【傷害総合保険共通】

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い、保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
他の身体障害または疾病の影響
■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険/お給与サポートミニ・ロング】

- 申込書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
*変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
*変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しくはご加入内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
③申込書等に記入された年齢が誤り、追加保険料のお支払いが必要となる場合
④他の保険契約等がある場合 など

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まります。
(注)中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

【傷害総合保険】

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をご通知される場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でお知らせください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約(セレクト)の場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたり示談交渉サービスがご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類
③ 傷害の程度、保険の対象の価額損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<p>①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院届出申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など</p> <p>②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</p> <p>③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印か押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書 その他これに代わるべき書類 など</p>
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等について、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【お給与サポート保険ミニ・ロング/所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	<p>①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院届出申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など</p> <p>②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など</p>
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

必要となる書類	必要書類の例
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位より保険金の内払を行います。

その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容および就業不能または就業障害の状況および程度等について、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気をケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険/お給与サポート保険ミニ】

初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険/お給与サポート保険ロング】

保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本シミュレーションの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から経過期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)【傷害総合保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金がお支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前、その保険金がお支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注)【お給与サポート保険ミニ・ロング/所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯するごとく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っています。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	85%
東京海上日動火災保険株式会社	15%

【取扱代理店】

中工開発株式会社 〒730084 広島市中区舟入幸町241

本店	082-233-7061	岡山営業所	086-201-1577
山口営業所	083-972-1150	鳥根営業所	0852-25-2650
鳥取営業所	0859-31-1404		

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金(全額)が補償されます。所得補償保険・団体長期障害所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を第三者に提供することもあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sampo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セオされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返金・金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】

- 補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険(ケガの保険/普通傷害タイプ)にご加入になる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

(注1) オートスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣相撲者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と別録が異なります。
(注2) プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

【所得補償保険(お給与サポート保険ミニ)にご加入なる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険(お給与サポート保険ロング)にご加入なる方のみご確認ください。】

- 保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特記「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

中工開発株式会社 保険部

〒730-0844 広島市中区舟入幸町24番1号
本店 082-233-7061 岡山営業所 086-201-1577
山口営業所 083-972-1150 島根営業所 0852-25-2650
鳥取営業所 0859-31-1404

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

広島支店 法人第二支社 担当:伊原・原

〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29

TEL: 082-243-6559 FAX: 082-243-6170

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

万一、事故にあわれたら

- 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

- 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業) <ナビダイヤル>0570-022808(通話料有料)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

●SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける**各種無料電話相談サービス**です。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス ●介護関連相談サービス ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス ●医療機関情報提供サービス ●専門医相談サービス(予約制)
●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間) 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
●メンタルヘルス相談サービス ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からしか可能です。
(注4)ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。



©JAPAN-DA